

お知らせいただく方法は

通報は、「ナチュラルウォッチャー情報提供カード」に必要な内容を記入した上で次のところにお知らせください。

情報提供窓口

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県環境政策課・自然保護担当

TEL 078-341-7711 (内線3329) FAX 078-362-4024

なお、お知らせいただくときは、つぎのことにご注意ください。

(1) 確認できた場合のみ、お知らせください

貴重な野生生物や地形・地質などは専門家でないと見分けがつかないものがあります。

学校の先生やお近くの専門の方に問い合わせるなど、よく調べた上でお知らせください。

なお、ペットとして飼われている動物や栽培されている植物については、報告の対象外です。



(2) カードは、情報1件につき1枚使用してください。

37～38ページの様式をコピーしてお使いください。

(3) 登録番号、住所、氏名、電話番号は必ずご記入ください

お知らせいただいた内容について、状況をさらに詳しく知る必要があるものについては、こちらからご連絡させていただく場合があります。

お知らせいただいた情報は

自然保護に関する情報に対応する行政機関は、情報内容によりそれぞれ異なるため、お知らせいただいた内容は、窓口から関係する行政機関などに連絡し、連絡を受けた行政機関において適切に処理いたします。また、今後の施策の参考にさせていただきます。

(4) 見つけたときの状況、場所などは、詳しく記入してください

野鳥などの場合、空を飛んでいるのを見つけた場合と、巣を作っているのを見つけた場合とでは、重要性が違ってきます。

また、県自然環境保全地域や自然公園などの指定地域における行為については、具体的な行為の内容や行為を行った場所により、規制の対象となる場合とならない場合があります。

写真など、確認できるものがあれば添付してください。

(5) 野生生物や地形・地質の保全には十分配慮してください

さきほど、できるだけ詳しく記入してくださいとお願いましたが、野生生物や地形・地質などについては、調査をすることによってかえって自然を傷つけてしまう場合があります。

必要となれば、あとで専門家による調査を行いますので、つぎのような行為はつつしんでください。

- ・野鳥の巣に接近しての写真撮影
- ・貴重な野生生物の標本の採取
- ・湿原や野生植物の群生地へ踏み込んでの調査



(6) 危険な行為はやめましょう

山や海など野外には危険な個所が数多くあります。

万一、活動中に事故等に遭われても、お世話することはできません。

活動にあたっては、安全にはくれぐれもご注意ください。

住所などに変更があったときは

引っ越しや結婚などで住所や氏名の変更があったときは、次の所にお知らせください。

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-31

(財) ひょうご環境創造協会環境創造部

TEL 078-735-2738 FAX 078-735-2292